

## **第2章 第3期計画の総括**

.....



## 第2章 第3期計画の総括

### 第1節 教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の確保状況と課題

#### 1 教育・保育施設の確保状況と課題

第3期計画における幼児期の教育・保育施設サービスの平成30(2018)年度末までの進捗状況と評価は次のとおりです。

- 1号認定：3～5歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分です。(認定こども園、幼稚園を利用)
- 2号認定：3～5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。(幼稚園、認定こども園、保育所を利用)
- 3号認定：0～2歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。(認定こども園、保育所、地域型保育施設を利用)

(単位：人)

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	
1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕	量の見込み	5,765	5,398	5,083	4,576	
	確保の内容	6,830	6,850	6,400	6,550	
	※2号認定及び他市からの受入 分を含む	実績	5,401	5,186	5,137	5,005
	過不足	1,429	1,664	1,263	1,545	
2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	量の見込み	3,037	2,953	2,884	3,113	
	確保の内容	2,921	3,035	3,086	3,185	
	実績	2,954	3,095	3,096	3,193	
	過不足	△33	△60	△10	△8	
〔0～2歳・保育の 必要性あり〕	0歳児	量の見込み	660	652	636	418
		確保の内容	328	391	397	409
		実績	328	394	399	409
		過不足	0	△3	△2	0
	1・2歳児	量の見込み	2,149	2,127	2,100	2,210
		確保の内容	1,962	2,004	2,101	2,189
		実績	2,115	2,088	2,147	2,216
		過不足	△153	△84	△46	△27

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

#### 【評価・課題】

現計画は、アンケート調査の結果から就学前児童の減少とともに量の見込みも減少すると見込んでいましたが、2号認定及び3号認定の保育需要は増加しており、その結果、見込みと実績に乖離が生じました。第4期計画では、過去の実績と幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえた確保方策を検討します。



## 2 地域子ども・子育て支援事業の確保状況と課題

第3期計画における地域子ども・子育て支援事業の平成30(2018)年度末までの進捗状況と評価は次のとおりです。

### (1) 利用者支援事業

就学前期の児童やその保護者等が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

(単位：か所)

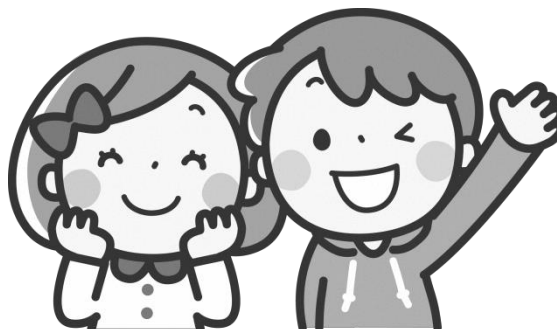
		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
市全域	整備目標数	1	1	5	7
	整備済数	1	1	7	7

#### 【評価・課題】

中央ブロックの子育て支援総合センターにおいて、平成27(2015)年度は利用者支援事業(特定型)として、平成28(2016)年度からは基本型に変更して実施しています。また、西ブロックのこども健康センターにおいて、平成29(2017)年度から母子保健型を実施するとともに、中央、東、西、南、北の各ブロックの公立保育所において利用者支援事業(基本型)を実施しています。

各ブロックにおいて、利用者支援事業を実施することにより、利用者が身近なところで支援を受けられることで利便性が向上しています。

平成29(2017)年度から、こども健康センターの母子保健型と子育て支援総合センターの基本型が連携した「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組んでいます。今後は、公立保育所の基本型と連携を深めていくことが課題です。





## (2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場）

0～5歳児とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

（単位：人日、か所）

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	
市全体	利用者数の見込み	180,268	178,437	175,431	172,261	
	確保の 内容	受入可能人数	142,783	148,651	149,919	156,119
		実施か所数	21	22	22	23
	利用者数実績	138,907	146,350	128,891	133,926	
	過不足	3,876	2,301	21,028	22,193	

\* 過不足：受入可能人数－利用者数実績

### 【評価・課題】

利用者数の見込みでは、実績と見込みに差が生じていますが、中間見直し時点では地域子育て支援拠点の整備に応じて利用者数は増加しており、見込みの修正は行いませんでした。なお、既存の地域子育て支援拠点の受入実績が増加し、市域全体では需要を確保できるため、令和元(2019)年度時点での実施か所数を修正しました。今後は、より身近な地域での整備について検討していきます。

## (3) 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

（単位：人）

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
健診受診 (市全体)	見込み者数	34,832	33,978	33,446	32,970
	実績	33,115	32,302	32,273	30,725
	過不足	1,717	1,676	1,173	2,245

\* 過不足：健診受診見込み者数－健診受診者数実績

### 【評価・課題】

妊婦健康診査の費用を1人当たり最大14回助成し、平成28(2016)年9月から1人当たりの最大総助成額を9万円から12万円に増額することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できる環境整備を推進しました。妊婦が速やかに妊娠の届出を行い、妊婦健康診査を定期的に受診する等、妊婦自身が健康管理に努めることができるよう適切な支援が必要です。



#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、子育てに役立つ情報等を提供する事業です。

(単位：人)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
訪問対象 (市全体)	見込み者数	2,515	2,488	2,427	2,389
	実績	2,463	2,456	2,343	2,455
	過不足	52	32	84	△ 66

\* 過不足：訪問対象見込み者数－訪問実績

##### 【評価・課題】

全件訪問を行うとともに、関係機関との連携のもと、すべての赤ちゃんの確認を行いました。

なお、複数回訪問しても連絡がとれない家庭もあったことから、今後はより効率的な訪問を検討する必要があります。

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

(単位：人)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
訪問対象 (市全体)	見込み者数	18	18	18	18
	実績	8	7	6	5
	過不足	10	11	12	13

\* 過不足：訪問対象見込み者数－訪問実績

##### 【評価・課題】

関係機関と連携し、必要な家庭に対し、養育に関する助言などの支援を行いました。

今後も支援を必要とする家庭に円滑に利用してもらえるよう取組を進める必要があります。



## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

### ① ショートステイ

1～18歳未満の児童を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

(単位：人日、か所)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	
市全体	利用者数の見込み	91	90	88	88	
	確保の 内容	受入可能人数	133	133	133	133
		実施か所数	7	7	7	7
	利用者数実績	56	60	32	122	
	過不足	77	73	101	11	

\* 過不足：受入可能人数－利用者数実績

#### 【評価・課題】

実施施設を4か所追加（平成27(2015)年度）し、学業補償のため送迎サービスを開始（平成28(2016)年度）しました。送迎サービスの開始や過去の利用傾向から、平成30(2018)・令和元(2019)年度の利用者数については若干の増加を見込んでいます。なお、実施施設を追加したことから、受入可能人数についても増加となっています。市民ニーズの予測が困難な事業であることから、子ども家庭センターと連携を図りながら適切に対応する必要があります。

### ② トワイライトステイ

1～18歳未満の児童を養育する保護者の仕事の都合により帰宅が夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童養護施設などで、生活指導、夕食の提供等を行う事業です。

(単位：人日、か所)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	
市全体	利用者数の見込み	76	76	76	76	
	確保の 内容	受入可能人数	101	101	101	101
		実施か所数	5	5	5	5
	利用者数実績	3	16	32	14	
	過不足	98	85	69	87	

\* 過不足：受入可能人数－利用者数実績

#### 【評価・課題】

実施施設を2か所追加（平成27(2015)年度）し、送迎サービスの追加（平成28(2016)年度）を行いました。また、実施施設を追加したことから、受入可能人数についても増加となっています。なお、実績と見込に乖離が生じていますが、利用者の見直しは行っておりません。



## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

3か月～小学6年生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業です。

(単位：人日)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
市全体	利用者数の見込み	6,262	6,207	4,373	4,374
	確保の内容	5,131	4,437	4,437	4,437
	活動人数				
	利用者数実績	4,984	4,290	4,602	3,739
過不足	147	147	△165	698	

\* 過不足：活動人数－利用者数実績

### 【評価・課題】

子育て援助会員の募集について、特に少ない地域を明示するなど工夫に努めました。平成27(2015)年度より開始した学童保育の延長により利用者数及び活動人数が減少し、見込みと実績値の乖離が生じたため、利用者数と活動人数の見込みを修正しました。また、平成30(2018)年度は大阪北部地震が発生したため、他の年度に比べ活動人数が減少したと考えられます。

## (8) 一時預かり事業

一時預かり事業には、幼稚園・認定こども園における在園児を対象にした「幼稚園型」と、保育所や地域子育て支援拠点等で実施する「一般型」があります。

幼稚園・認定こども園における「①一時預かり（預かり保育）」は、在園する満3歳児以上が対象で、「②その他の一時預かり」は、0～5歳児を対象に、保育所等で一時的に子どもを預けることができる事業です。

### ① 幼稚園・認定こども園における一時預かり（預かり保育）

(単位：人日、か所)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	
市全体	利用者数の見込み	107,112	104,127	146,305	149,143	
	確保の内容	受入可能人数	409,305	409,305	409,305	414,180
		実施か所数	41	41	41	42
	利用者数実績	117,590	143,605	132,429	131,585	
	過不足	291,715	265,700	276,876	282,595	

\* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。利用者数の見込みは1号と2号の合計

### 【評価・課題】

各ブロックで受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、概ね順調に事業実施を行うことができています。



## ② その他の一時預かり（保育所等）

（単位：人日、か所）

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	
市全体	利用者数の見込み	10,414	10,269	13,664	13,423	
	確保の 内容	受入可能人数	33,827	34,664	34,664	34,664
		実施か所数	30	31	31	31
	利用者数実績	13,002	13,920	12,698	13,637	
	過不足	20,825	20,744	21,966	21,027	

\* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。

### 【評価・課題】

就学前児童数は減少していますが、保育需要が伸びているため、利用者は微増していますが、現状の供給量で需要量を確保できています。

## （9）時間外保育事業（延長保育事業）

0～5歳児を対象に、保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業です。

（単位：人、か所）

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	
市全体	利用者数の見込み	2,281	2,236	2,042	2,199	
	確保の 内容	受入可能人数	4,899	4,975	5,360	5,379
		実施か所数	59	63	70	72
	利用者数実績	1,807	1,977	2,370	2,223	
	過不足	3,092	2,998	2,990	3,156	

\* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。

### 【評価・課題】

各ブロックで受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、概ね順調に事業実施を行うことができています。





## (10) 病児・病後児保育事業

0歳～小学3年生の児童を対象に、病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

(単位：人日、か所)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	
市全体	利用者数の見込み	2,932	2,874	869	861	
	確保の 内容	受入可能人数	1,440	1,440	1,440	1,440
		実施か所数	4	4	4	4
	利用者数実績	763	867	826	796	
	過不足	677	573	614	644	

\* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。

### 【評価・課題】

受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、概ね順調に事業実施を行うことができています。一方で、病児保育については、申し込みの方法や利用時間の拡充など利便性の向上が課題となっています。

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

(単位：人、か所)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	
市全体	利用者数の見込み	1,899	1,933	1,973	2,599	
	確保の 内容	受入可能人数	2,413	2,549	2,798	2,970
		実施か所数	32	32	35	35
	利用者数実績	1,961	2,179	2,460	2,592	
	過不足	452	370	338	378	

\* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。

\* 低学年の数値

### 【評価・課題】

当初の利用者の見込みに対し、実績が大幅に増加したことにより、平成28(2016)年度は1ブロック、平成30(2018)年度には4ブロックにおいて過不足がマイナスとなりましたが、余裕教室の借用等により、ニーズに対応する受入を行うことができています。今後も増加することが見込まれるニーズに対し、さらなる場所の確保が課題です。



## 第2節 子育て支援と子ども・若者支援に関する施策の取組状況と課題

### 1 ライフステージ別の施策

第3期計画におけるライフステージ別施策の取組の概要と課題は次のとおりです。  
なお、ここで示すライフステージとは、「妊娠・出産期」「就学前期」「小・中学校期」「青年期」の4つのステージを示します。

※【 】は第3期計画に位置づけているライフステージです。

#### (1) 子どもを生き育てるための意識啓発【全ステージ】

全ステージを対象に、「次世代育成支援に関する意識・啓発」や「児童福祉週間」などの普及・啓発の取組を推進しています。

次世代育成支援に関する意識・啓発では、「ふたりの出会い」や「子育ていいところらべ」の公募・選定し、啓発用冊子として配布したりホームページに掲載するなど、子どもを生き育てることの意義や重要性などに関する普及・啓発に取り組んでいます。また、「児童福祉週間」について広報誌により周知し、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、子育てに関する相談窓口に関する情報提供などを行っています。

#### (2) 妊産婦の健康保持・増進【主に妊娠・出産期】

妊娠・出産期にある人を対象に、「妊娠・出産に関する相談・情報の提供」や「妊娠・出産期における健康の保持・増進」により、健やかな出産を支援するための様々な取組を推進しています。

##### ① 妊娠・出産に関する相談・情報の提供

平成29(2017)年度に「子育て世代包括支援センター」を設置し、利用者支援事業（母子保健型）の専任保健師・助産師等の面談、個別支援計画（子育てプランシート）の作成や子育て支援情報の提供等を行うとともに、必要に応じて地区担当保健師につなぐなど、妊娠期からの切れ目のない支援の充実に努めています。

妊婦とともにそのパートナー等が参加する「両親教室（パパ&ママクラス）」を実施しています。この教室へは、平成29(2017)年度以降、毎年度900人以上が参加し、パートナー等の参加率も95%以上に達しており、出産・育児に関する知識や情報を得ることで子育てに対する不安解消の一助になっています。

また、つどいの広場や子育てサロンを活用した定期的な保健相談の実施や訪問指導などを通じ、子育てや発達、育児不安等に対して個別相談を受けることにより、不安の軽減、解消に努めています。しかし、家庭環境の問題や育児困難、DV、児童虐待等、相談内容が複雑・困難化していることから、関係機関との連携強化による相談支援体制の充実や様々な機会・手段を活用した情報提



供の充実など、質の高い母子保健サービスの提供により、安心して妊娠、出産できる環境の整備を引き続き図ることが必要です。

## ② 妊娠・出産期における健康の保持・増進

「妊婦健康診査」により、妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認しています。妊婦健康診査では、妊婦健康診査費用助成により経済的な負担を軽減し受診促進のための支援を図っています。また、「妊婦歯科健康診査」を、妊娠中の口腔管理を通して安全・安心な出産を支援することを目的に実施しています。受診率は上昇傾向にあり、妊娠期の口腔衛生の重要性が浸透してきています。引き続き、これらの健診を定期的に受診することで、妊婦自身が主体的な健康管理に努めることができるよう医療機関を含む関係機関との連携による取組を進めます。

そのほか、妊娠・出産期は、心身の変化が著しい時期であることから、両親教室（パパ&ママクラス）において生活習慣病予防の取組を行うなど、妊産婦とそのパートナー等の健康保持・増進に関する支援を行うことにより、安心して妊娠、出産できる環境の確保に努めています。

さらに、産前・産後、体調不良のため家事や育児が困難な家庭、多胎児を出産した家庭等を対象に「産前・産後ホームヘルパー派遣事業」を実施しています。平成28(2016)年に利用回数及び期間の拡充を図るとともに、委託事業所数の増加に努めるなど提供体制の充実を図ったことから、利用者数は増加傾向にあります。しかし、希望日時や希望回数など利用者のニーズに十分対応できていないところもあり、委託事業者の確保に努める必要があります。

## (3) 子どもの健康保持・増進【主に就学前期】

就学前期の子どもを対象に、「子どもの健康の保持・増進」や「食育の推進」により、子どもの健やかな成長を支援し、生涯にわたる健康な生活を営む上で必要となる様々な取組を推進しています。

### ① 子どもの健康の保持・増進

「乳幼児健康診査」や「歯科疾患予防事業」などにより、乳幼児の健康状態を定期的に確認しています。乳幼児健康診査は、4か月児、1歳8か月児、3歳6か月児の各年齢で実施しており、心身の異常や虐待の早期発見、医療及び療育との連携や育児不安等を軽減するため保護者からの相談などに対応しています。1歳8か月児、3歳6か月児健康診査では、「乳幼児健診における育児支援強化事業」を実施しており、保育士による遊びの場を設定し、保健相談につなげるなどにより、育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めています。乳幼児健康診査の受診率は各年齢 96～97%台となっており未受診者の状況を把握し、必要な支援に努めていますが、保護者に対する乳幼児健康診査の受診の意義や重要性等に関する啓発を行い、受診率の向上に取り組むとともに、気軽に相談



できる場となるよう相談対応のスキル向上が求められます。

「歯科疾患予防事業」では、むし歯予防や歯磨き習慣、噛むことの大切さなど、口腔保健に関する知識の普及に努めています。

「予防接種」は感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため実施していますが、接種率のさらなる向上をめざし、多様な媒体を通じた情報発信を検討する必要があります。

保育所・幼稚園等における子どもの健康管理については、根拠法令に基づいて各種検診を実施し、子どもの健やかな成長を促進しています。

子どもの急な傷病に対しては、小児初期救急の広域化に伴い、3市1町（茨木市、高槻市、摂津市、島本町）で高槻島本夜間休日応急診療所の小児科を共同運営することにより、安定した小児救急医療体制を確保しています。

## ② 食育の推進

乳幼児健康診査における「栄養相談」では、乳幼児の食事と栄養等に関する情報提供や相談を実施しています。「離乳食・幼児食講習会」では、離乳期や幼児期における食事の進め方、調理方法、味付け等を講義や実習を通して学ぶ場を提供しています。

保育所・幼稚園等においては、食育教材による食指導や、園・所での取組の紹介等により、家庭での食生活の参考となる情報提供などを行い、子どもや保護者の食に対する興味・関心の向上を図っています。

## （４）就学前教育・保育の充実【主に就学前期】

保育所・幼稚園などの就学前教育・保育施設では、「子どもの個や発達に応じた教育・保育の推進」や「保育所・幼稚園の機能の強化」「教育・保育環境の質的向上」により、集団生活や様々な体験活動を通して社会性や自主性を培い、子ども一人ひとりを心身ともに健全に育むとともに、職員の知識・技能の向上を図るため、様々な取組を推進しています。

### ① 子どもの発達に応じた教育保育の促進

保育所・幼稚園等では、子どもの豊かな感性と創造力を養うことができる環境に配慮するとともに、一人ひとりの人格が尊重される集団づくりを通して、幼児の成長発達に即し「個」を尊重した教育・保育を展開できるよう、研修の受講など職員の知識の習得や自己啓発などに努めています。

「心理判定員による巡回指導・面談相談」により、保育所・幼稚園等の子どもの様子を観察し、発達に関する担任等との話し合いや保護者に対しての助言を行っています。



## ② 保育所・幼稚園の機能の強化

保育所・幼稚園等では、利用者からの多様なニーズに対応するための保育環境の整備や子育て家庭支援として相談業務を行うなど、社会情勢の変化に合わせた教育・保育の提供に努めています。しかし、待機児童が依然発生しており、その解消に向け、幼児教育・保育の無償化の影響も踏まえた保育需要の把握と認定こども園への移行を含む受入体制の確保が求められます。

また、「幼稚園の預かり保育（一時預かり）」や「延長保育」「休日保育」を実施することで、子育てと就労等の両立支援やリフレッシュ等を目的とした預かり等、保護者のニーズに概ね対応することができています。

幼児期の教育・保育から小学校以降の教育への円滑な移行については、「保幼小中連携会議」により中学校区内の交流に努め、保幼小中の取組を共有するなど、段差解消や系統的な指導の理解は深まっています。今後は、私立保育園・幼稚園等との連携をさらに進めることと、家庭への支援のあり方を研究することが必要です。

## ③ 教育・保育環境の質的向上

保育所・幼稚園等では、社会ニーズの変化や経験年数、課題別研修を企画及び実施し、知識の習得だけでなく、職員間の課題の共有と解決方法の研究など、知識・技能の向上を図っています。そのほか、私立施設については、実施園の判断に委ねられますが、老朽化した保育施設の建替や改修などを実施し、児童の安全の確保と保育環境の向上を図っています。

## (5) 子育て支援サービスの充実【主に就学前期】

子育て支援に関するサービスとして、「相談支援・情報提供」や「地域子ども・子育て支援事業の充実」「経済的支援」により、子育てに対する不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、関係機関が連携した取組を行っています。

### ① 相談支援・情報提供

「利用者支援事業」を特定型から基本型へと変更し、母子保健型とも連携を行い、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期からの切れ目のない支援を実施できるよう体制づくりを行っています。また、子育てハンドブックの作成にあたっては、広告掲載を取り入れ、経費の削減を図るとともに、民間のノウハウを活用し、見やすい紙面づくりに取り組んでいます。今後は、スマートフォンを活用するなど、子育て世代のライフスタイルに応じた情報やサービスの提供方法を取り入れていくことが必要です。

子育て支援総合センターでは、「ママヨガ」や「リトミック」など子どもと一緒に参加できる講座のほか、近年注目されている「アンガーマネジメント講座」などを開催し、400～500人程度の参加があります。

ネット社会になった今日、自宅に居ながらも情報を得ることができることから、座学だけでなく体験型の講座を充実する必要があります。



## ② 地域子ども・子育て支援事業の充実

「乳児家庭全戸訪問事業」は、保育士等が対象世帯を全数訪問し、母子の健康状態を観察し、育児指導や保健師等による訪問指導の紹介を行い、関係機関との連携に努めながら対象乳児の全件確認を行っています。また、子どもの養育上、支援が必要と思われる母子については「養育支援訪問事業」により、保護者の自立に向けた支援を行っています。しかし、当事者が支援の必要性を認識できず、事業の導入ができなかったケースもあり、関係機関との連携のもと、当事者の困り感を引き出し、事業導入につなげる必要があります。

就学前の子どもと保護者が気軽に集い、自由に遊べる場として「つどいの広場」の整備を進めることで地域の子育て支援の充実を図っています。

プレママ・プレパパの利用が少ないことから、周知方法を工夫するなど、利用促進につなげる取組を検討するとともに、つどいの広場の利用実態等の把握に努め、より身近な地域における拠点の整備について検討する必要があります。

「子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」では、子どもの送迎を実施するなど概ね利用者のニーズに沿うことができています。

「病児・病後児保育事業」では、病児対応型は600～700人、病後児対応型は110～120人程度の利用があり、保護者のニーズに概ね対応しています。また、平成30(2018)年度からベビーシッター事業者が実施する訪問型病児・病後児保育事業を利用した保護者に補助をする制度を開始しましたが、利用者数が伸び悩んでいることから、利用登録や予約方法の煩雑さを軽減し、さらなる利便性の向上に努める必要があります。

## ③ 経済的支援

こども医療費の助成は、これまで12歳までを対象に実施していましたが、平成30(2018)年4月から15歳まで拡充したことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。

多世代（親世帯と子世帯）が支えあって暮らせるまちづくりを進め、子育てや介護などの各世代が抱える不安の軽減を図るため、いずれかの世帯が近居・同居を目的として住宅を購入または持ち家をリフォームした際に、市外から転入した世帯に費用の一部を補助する「茨木市多世代近居・同居支援事業」を実施しています。

## (6) 地域ぐるみの子育て支援【主に就学前期】

「子どもを守るための地域ネットワークの機能強化」をはじめ、「子育て支援活動を行う団体等への支援」や「子どもの豊かな情操を育む家庭教育の支援」「ふれあい・交流の推進」により、地域住民や関係団体等が連携・協働した様々な子育て支援活動を推進するとともに、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え、育む取組を推進しています。



### ① 子どもを守るための地域ネットワークの機能強化

全小学校区に「健康福祉セーフティネット・福祉まるごと相談会」を設置し、子育てをはじめ、教育や不登校などに関して身近な地域で相談できる体制を推進しています。しかし、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動が浸透してきたことから、専門的な相談はCSWが対応することにより、福祉まるごと相談会への来場者が減少しています。市民の多様で専門性の高い相談内容に対応できるよう相談支援体制の整備が必要です。

地域の子育て支援関係団体による定期的な連絡会の開催やイベントカレンダーの作成等を通じて関係団体の連携が進んできており、参加団体も増加していることから、子育て支援総合センターを中心とした「kokoフェスティバル」事業は終了しています。今後は、より身近な地域で子育て家庭を対象としたイベントの開催などを通じて各団体間のネットワークが広がるような取組が求められます。

### ② 子育て支援活動を行う団体等への支援

子育てサークル・グループに対し、「子育てサポーター」の派遣やおもちゃの貸し出し等の支援を行っており、支援件数は徐々に増加しています。また、子育て支援の人材育成の取組として、「スキルアップ研修」を実施していますが、対象となる団体や職種により求められるスキルが異なっており、現在の統合型の研修プログラムではすべての参加者に適切な内容とすることが難しいことから、スキルアップに効果的につながる研修体制について検討を行うことが必要です。

それぞれの地域では、民生委員・児童委員、主任児童委員が「子ども“わいわい”ネットワーク茨木」など、様々な活動に参加・協力しています。また、子どもに関する相談にも応じており、その相談・支援件数は微増の傾向にあることから、地域の身近な相談相手として定着してきたものと考えられます。

### ③ 子どもの豊かな情操を育む家庭教育の支援

4か月児健康診査での「ブックスタート」の実施、各図書館や保育所等でのおはなしボランティアによる「おはなし会」の開催を通じ、小さい頃から本に親しむ機会を提供しています。今後、子どもたちがおはなしや絵本を楽しめる機会の充実を図るため、読み聞かせやおはなし会等の対象者や実施場所等を検討するとともに、ボランティアの確保・養成が必要です。

### ④ ふれあい・交流の推進

保育所・幼稚園等では、園庭開放を実施し、地域の親子との交流を図っています。また、多世代交流センターでは、地域の高齢者が講師となって、昔遊びや手作りおもちゃ、囲碁・将棋の指導や絵本の読み聞かせ等、高齢者と地域の子どもたちや子育て世代との世代間交流を目的とした事業を行っており、実施



回数・参加者数とも増加傾向にあります。

こども健康センターでは、生後2～6か月児と父母を対象に「赤ちゃんと保護者のつどい」を実施していましたが、つどいの広場や子育てサロン等の地域の子育て支援活動が充実したこと、また、乳児家庭全戸訪問事業や子育て支援総合センターの親支援のための各種講座など関連事業が充実してきていることから、平成27(2015)年度に事業の整理を行っています。

共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化を踏まえ、男らしさ・女らしさよりも「自分らしさ」を大切にする子育てを学ぶ機会の提供として「ローズWAM親子交流」を開催しています。参加者の満足度は高いものの、男性の参加が少ないことから、男性も参加しやすくなる工夫が必要です。

### **(7) 安心して外出できる環境整備【就学前期以降】**

子育てハンドブックに市内公共施設の授乳室・おむつ交換台設置一覧を掲載していますが、外出先で容易に施設・設備の情報が入手でき、最も近隣の場所へ誘導を行えるようスマートフォン等を活用した情報提供の検討が必要です。

通学路を中心とした道路（歩道）のほか、市バリアフリー基本構想に基づき、公共・民間施設において、ユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備の整備・充実に努めるなど、誰もが安心して外出できる環境づくりに取り組んでおり、公園の遊具の更新・設置についても計画的に実施しています。

幼稚園や保育所などでの交通安全教室以外にも、警察や自治会と連携した街頭キャンペーンを実施するなど、精力的に交通安全啓発に取り組んでいます。

### **(8) 特色ある学校教育の充実【小・中学校期】**

『確かな学力』と『豊かな心』を育む教育をはじめ、「教育相談」や「児童・生徒の心身の健康への支援」「就学及び進路・進学のための支援」により、児童・生徒一人ひとりの「生きる力」を育む教育や一人ひとりの個に応じた教育を推進するとともに、児童・生徒の健やかな心身を育成する取組を推進しています。

#### **① 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育**

小・中学校では、「特色ある学校づくり推進交付金」を活用し、教職員の研修・研究や、児童・生徒対象の講演会、児童・生徒の体験学習等を行い、特色ある学校づくりの取組が進んでいます。また、「茨木発人権学習授業プラン集パート2」を新転任教員に配付し人権学習の充実を図るとともに、「国際理解教室」などの交流体験を通じて、多様な個性を認め、大切にする教育を推進しています。

道徳教育については、道徳教育推進教師連絡会にて、市教育研究会道徳部会と連携した道徳の研究授業の実施や、「いのちの教育推進交付金」を活用した生命尊重に関する体験学習を実践しています。

学力向上については、「第4次3か年計画（茨木っ子グローイングアッププラ





ン)」に基づき取り組んでいます。全国学力・学習状況調査の正答率は小・中学校ともに全国平均を上回り、学力低位層は全国より低い水準を維持できています。一方、体力合計点は、小学校では向上傾向にあり、全国平均に近づきつつありますが、中学校では下降傾向にあります。

今日的な課題や新学習指導要領を踏まえて、主体的・対話的で深い学びのある授業づくりや、道徳教育・英語教育・プログラミング教育・情報モラルなどの教育課題に対応した研修を実施し、教職員の資質向上につなげています。

「第4次3か年計画(茨木っ子グローイングアッププラン)」を見直し策定する「第5次プラン」の中で、確かな学力と豊かな心の育成について引き続き計画的に取り組むことが必要です。

快適な学習環境を整備するため、小・中学校において施設整備を順次行っており、小・中学校特別教室のエアコン設置は平成26(2014)年度から着手し、平成30(2018)年度で全校完了しています。今後も、国庫補助金の獲得とともに経費の平準化を図りながら計画的に整備を進めていくことが必要です。

## ② 教育相談

相談ケース報告の簡略化による事務の時間短縮を図ることで、相談時間を確保するとともに、ケース検討する時間を創出し、多岐にわたる相談ニーズに対応することができています。学習面や生活面で困り感を持つ子どもの支援について専門的な立場から助言を行っていますが、学校や関係機関等との連携を強化し、児童・生徒、保護者を支援するとともに、相談体制の工夫・改善を図ることが必要です。

## ③ 児童・生徒の心身の健康への支援

各校で作成している「食に関する指導の全体計画」に基づき、教育活動全体を通して指導を行うとともに、食育システムによる講座や子どもクッキングなど健康な食生活を学ぶ講座等を行っています。

思春期保健教育の一環として、こども健康センターでは、学校等からの要請により、沐浴人形や妊婦体験ができる「妊娠シミュレーター」の貸出を行うとともに、平成29(2017)年度から男女共生センターローズWAMや関係課等と連携し、人権に関する課題を含む思春期保健教育を実施しています。また、平成30(2018)年度には小・中学校における「出前型講座」や小・中学校教職員等を対象とした研修会を開催しました。引き続き、小・中学校や関係課と連携を図り、思春期保健教育をすすめる必要があります。

「防煙教育」については、小・中学校での授業で使用できる資料等を全校に配布するとともに、各校の防煙教育の取組状況や貸出教材の使用状況等に関するアンケートを実施していますが、その結果に基づく内容等の見直しはできておらず、今後は、活用しやすい資料や教材等の検討が必要です。

小・中学校では、いじめ・不登校や暴力行為の生徒指導事象に対して、スクー



ルカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携し、迅速かつ、きめ細かな対応を図るための体制づくりや学校応援サポートチームによる学校への指導・助言を行っています。しかし、依然、不登校の児童・生徒が増えている実態があることから、スクールカウンセラー等のサポート人材を有効活用した生徒指導事象対策を進める必要があります。

#### ④ 就学及び進路・進学のための支援

各中学校区では、児童・生徒が主体的に進路を選択・決定できるよう「キャリア教育全体計画」を作成しており、キャリア教育担当者会において、キャリア教育や全体指導計画に関する指導・助言を行っています。今後は、計画に基づく実践が求められます。

児童・生徒への進路・進学への支援については、茨木市進学対策委員会等との連携を進め、進路情報の提供に努めており、さらに丁寧な情報共有が必要です。就職の支援については、ハローワークとの連携により、就職を希望する生徒に対し励ます会を開催し、就職する生徒への指導の充実を図っています。

小・中学校に通学している家庭で、学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭を対象にその費用を補助する「就学援助」のほか、高校進学のための「奨学金の支給」などを実施し、経済的理由に左右されることなく教育を等しく受けられるよう機会の確保を図っています。就学援助については、中学校給食に対する援助、入学にかかる支給額を増額し、奨学金とあわせて支給時期の早期化を実施し、制度の充実を図っています。

### (9) 学校・地域・家庭の連携【主に小・中学校期】

子どもの人間性豊かな人格や心の形成、育成を促すため、学校・地域・家庭が連携・協働しながら、様々な体験や交流活動を推進し、子どもの生きる力を育む環境づくりを推進しています。

こども会の数や会員数が減少傾向にあるため、育成者の負担軽減を図るとともに、子どもたちの自主性や社会性を養うために様々な体験活動を行うこども会の意義や魅力を広く発信していく必要があります。

地域の中でスポーツを通じて子どもの健全育成を図るために活動している「スポーツ少年団」は団員数が増加していますが、「キッズスポーツデー」等のスポーツを体験できるイベントを引き続き実施するなど、子どもたちのスポーツへの興味・関心をさらに高めるための取組が必要です。そのほか、総合型地域スポーツクラブにおいては、会員数を維持・増加するため、より多くの人にクラブの存在を知ってもらうことや魅力的な教室づくりへの支援、広報活動の強化を行うことが求められます。

環境教育・啓発においては、環境教育ボランティアが講師となり、より効果的な授業を行う「小学校向け環境学習プログラム」の実施や「こどもエコクラブ」など家庭や地域での子ども向け環境学習の促進を行っています。



家庭教育支援については、「家庭教育学級」の開設や各種講座の実施により、保護者がつながり、ともに学ぶ場を提供していますが、参加者数等は減少傾向にあります。今後は、社会情勢の変化に応じた事業展開を検討していく必要があります。

子どもを生き育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるよう、「乳幼児とのふれあい体験」の機会を提供しており、中学校の一部と、市内の公立高校全校で実施することができています。

消費者トラブルの種類・内容や対処法、製品の安全性に関して理解を深める市内大学・高校への出前授業や子ども向けセミナーを実施しています。

## **(10) 安全で安心な居場所づくり【小・中学校期】**

地域と連携した「居場所づくり」や「地域の安全確保策」により、子どもたちにとって安全・安心な居場所を設けるとともに、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うなど、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進しています。

### **① 居場所づくり**

地域における子どもの居場所として、上中条青少年センターがありますが、主に学習スペースの利用が多く、利用者の多様化を図っていく必要があります。

また、多世代交流センターでは、18歳以下の者及びその保護者を対象に各事業が取り組まれており、学習室や子どもフリールームを設置するなど、地域における子どもの居場所として機能しています。さらに、中学生以降の年代の子ども・若者の居場所として、「ユースプラザ」を東・西・南・北の各ブロックに平成30(2018)年7月に、中央ブロックに令和元(2019)年7月に、計5か所開設しています。

放課後の子どもの居場所として、放課後保護者が家庭にいない、主に小学校低学年児童を預かる「学童保育室」を清溪・忍頂寺小学校区を除く小学校に開設するとともに、地域との連携のもと放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる居場所として「放課後子ども教室」を各小学校区に開設しています。

学童保育室については、公立学童保育室の受入可能人数の増加策及び民間学童への運営費補助により、入室児童数の増加及び待機児童の抑制につなげています。

放課後子ども教室は、地域住民や大学生の参画、また市内企業によるプログラムの実施等により、スタッフ不足の解消及び内容の充実に努め、子どもたちの安全・安心な居場所を提供しています。

### **② 地域の安全確保策**

市内の小学校児童が安全に通学できるよう、子どもの安全見守り隊による見



守り活動、通学路の安全点検などの取組を通して子どもを見守るネットワークづくりを推進しています。

子どもたちにとって地域の安全・安心な居場所を設けるため、防犯協会、警察等との連携を図り、防犯に関する啓発や広報活動を行うとともに、通学路見守り用カメラを設置するなど街頭犯罪の抑止に努めています。

市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、転入者等や各種の防災イベントなどで、防災ハンドブック等を配布するなどの取組を実施しています。

### **(11) 子どもの視点を取り入れた社会づくり【主に小・中学校期】**

「児童の権利に関する条約」については、子育てハンドブックへの掲載や子育て支援総合センターでのポスター掲示により、周知に努めています。

いじめや不登校、虐待などの問題については、子ども自身が自らの権利を学ぶことが必要であることから、子どもの権利について記載したカレンダーを市内の全小学1年生・中学1年生に配布しています。カレンダーは日常的に目にするものであり、情報を提供する媒体として有効であると考えられることから、継続して実施する必要があります。

「次代を担う若者世代との未来ミーティング」などへの参加を通じ、子どもたちが市政への理解と関心を深めるとともに、子どもたちからの市政への提案の実現に努めています。さらに、子どもたちの「まち」や「まちづくり」への関心を高め、将来のまちづくりの担い手としての成長を期待して実施している「体験型等まちづくり学習」については、子どもたちが関心を持つ内容にすることのほか、参加者を確保するため、小・中学生の学校行事等の時期も考慮して実施することが必要です。

### **(12) 若者の自立支援【青年期】**

課題を持つ子ども・若者に対しては、相談を通じ、関係機関等との連携や情報提供により、課題の解決に向けた対応をしています。一方、保護者からの相談件数が少ないため、保護者が利用するきっかけとなるように、保護者どうしが交流できる場が必要です。

ひきこもり等の状態にある子ども・若者が社会参加できるよう、「子ども・若者自立支援センター」において、ひきこもり等の当事者や家族の相談・支援を行うことで、子ども・若者の状態改善を図ることができています。しかし、保護者だけでなく、本人への直接の支援件数も増加している一方で、利用料が発生することで、支援につながらないケースがあることから、平成31(2019)年4月から、子ども・若者自立支援センターの利用料を無償化しています。

そのほか、若者の自立支援の取組として、「就労体験事業」や「職業能力開発講座」など、就職困難者に応じた支援を行うとともに、大学等の奨学金返済の負担を抱える若者への「大学奨学金利子補給事業」などの支援を行っています。



### (13) 青少年の健全育成【小・中学校期、青年期】

青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成を図るため、「英語で遊ぼう」・「中国語で遊ぼう」の取組を実施し、子どもたちが楽しみながら多言語・多文化に触れています。「国際交流の集い」では、様々な企画で多くの市民が異文化交流し、アンケートの結果では、参加者は概ね満足している評価となっています。いずれの事業についてもリピーターが多い状況ですが、リピーターだけではなく、多くの方に多様な文化に触れる機会を提供できるように、茨木市国際親善都市協会と連携し周知方法等を工夫する必要があります。

姉妹・友好都市である小豆島町との青少年交流は、自然災害等で平成30(2018)年度のキャンプが中止となったものの、毎年継続して相互交流の場が持てており、安定して実施できています。

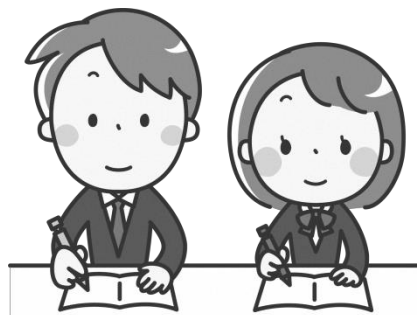
青少年健全育成団体の活動支援である事業補助金は、多くの団体に活用されています。今後は、より青少年が様々な活動へ主体的に参加できるよう自己有用感を高めるための工夫を各事業で行うことが必要です。

また、青少年を取り巻く環境はインターネットの世界にも広がるなど多様化しています。従来通りの街頭指導にとどまらず、青少年健全育成の指導者である大人が青少年の現状を常に意識する必要があります。

デートDV防止については、毎年、市内の中学2年生を対象に啓発冊子を配布することにより、周知を図っています。また、希望する中学校には、デートDVについて市民グループがワークショップ形式でわかりやすく伝える事業を実施しています。

### (14) 体験活動の充実【主に小・中学校期、青年期】

市教育委員会主催キャンプや「小学校自然宿泊体験学習」など、子どもたちの連帯感の育成と自然の大切さを感じる心を育むことのできる場を提供するとともに、青少年活動の指導者として「キャンプカウンセラーの育成」を行い、子どもの健全育成を支援しています。また、上中条青少年センター主催事業として、子どもの関心が高いテーマでのものづくり体験等や青少年が主体となるイベントを実施しています。





## 2 ライフステージを横断した施策

ライフステージ別施策に対し、横断的に取り組んできた施策である「社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援」及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策」の取組の概要と課題は次のとおりです。

### （1）社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援

#### ① ひとり親家庭支援

「相談・情報提供」をはじめ、「子育て・生活支援」や「就労支援」「経済的支援」により、ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援を推進しています。

#### （ア）相談・情報提供

「ひとり親家庭の施策案内」の冊子や児童扶養手当現況届受付会場等で様々なひとり親施策を案内するとともに、ひとり親自立支援員が一人ひとりの状況にあわせた相談を行っています。また、平成28(2016)年度から大阪弁護士会の専門弁護士によるひとり親のための「無料法律相談」を実施するなど、相談窓口の強化を図っています。

#### （イ）子育て・生活支援

保育所入所申し込みの際、一般家庭より優先的に利用調整を行うことで、ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援を図っています。

18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、生活に困窮している方やDV被害者で住居や就労先がない方に対し、母子生活支援施設への入所支援を行うことにより、入所家庭の自立促進を図っています。また、ひとり親家庭の交流・情報交換事業を母子福祉会へ委託して実施していますが、ひとり親家庭同士の交流やつながりが持て、早期の自立や生活の安定に資することができます。

生活困窮世帯及びひとり親家庭等の中学生を対象に、学習支援を実施するとともに、生活上の問題や進路選択（進路や進学に要する費用、奨学金など）に関する各種相談に応じています。また、学習・生活支援員（2名）を配置することにより、利用者が増え、子どもの学習意欲の向上や生活習慣の改善等、学習面・生活面の両方において事業の効果がみられます。

#### （ウ）就労支援

職業能力の向上を支援し安定就労の促進を図るため、各種講座の開催や受講料の補助等を実施しています。助成金制度は、雇用情勢の改善により利用者数は減少傾向にあるものの、職業能力の習得は、就職の実現に大きな要素を占めることから、職業能力開発の支援を引き続き実施する必要があります。

ひとり親家庭対象の「自立支援教育訓練給付金」等において、対象資格の拡大や給付金の増額など制度を拡充することにより、支給件数が前年度と比べて



大きく増加しています。また、児童扶養手当の現況届会場において、ハローワークと連携して就労相談窓口を設置しています。なお、平成28(2016)年度から3年間実施してきた介護職員初任者研修については、受講者数が減少傾向にあることから、よりニーズの高い講座への変更等を検討することが必要です。

### **(工) 経済的支援**

「児童扶養手当」や「ひとり親家庭医療費の助成」などにおいて、受給者数等が減少傾向にありますが、これは児童数の減や所得の増によるものであり、助成対象者へのサービスを適切に提供しています。また、寡婦・寡夫控除のみなし適用により、保育所、認定こども園等の利用者負担額の軽減や児童扶養手当支給対象者の拡充を行っています。

ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用について、利用料の補助を行うことで経済的負担の軽減に努めています。

## **② 障害のある子どもを養育する家庭への支援**

「適切な療育・リハビリテーションの提供」をはじめ、「ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進」や「障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供」「経済的支援」により、障害のある子ども一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供などを図っています。

### **(ア) 適切な療育・リハビリテーションの提供**

「すくすく教室」と「ばら親子教室」を再編整備し、併用希望などの市民ニーズに応じた療育体制を整備しています。また、児童発達支援センターあけぼの学園では、通所支援事業だけでなく、地域支援事業の充実に努めています。

肢体不自由児への機能訓練の適切な実施や「プロフィールブック」の普及を図り、社会的自立に向けた支援を行っています。

「巡回相談」では、全小・中学校に複数回訪問し、支援を必要とする児童・生徒への支援のあり方について教職員に指導・助言を行うとともに、「発達相談・特別教育相談」では、学習面や生活面で困り感を持つ子どもの支援について、専門的な立場から助言を行うなど、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援体制を充実しています。また、特別支援教育に関する教職員の資質向上を図っています。

### **(イ) とともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進**

障害者差別解消法や「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の施行を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりがライフステージに応じた適切な支援を受けながら、地域で安心して暮らし続けられるよう、障害のある子どもとない子どもがともに学び育つことのできる機会を提供することや、市民及び事業者等の障害者に対する理解を深めるための継続した啓発活動が必要です。



小・中学校では、「介助員の配置」により、障害のある児童・生徒に必要な支援を実施しています。また、医療的ケアが必要な児童・生徒が地域の学校で過ごすことができるよう、「看護師介助員の配置」も進めています。

本人や保護者の意向を尊重しながら、障害等の状態に応じた適切な就学相談を実施するとともに、幼児期から児童期への適切な引継ぎと丁寧な連携を行っています。

学童保育室では、「加配指導員の配置」や施設整備により、障害のある児童の受入を行っています。また、地域における障害のある児童・生徒、保護者の居場所づくりについては、放課後等デイサービス事業所の数が増加傾向にあることやユースプラザ事業の開始などを踏まえた取組の検討が必要です。

### **(ウ) 障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供**

児童発達支援については、相談支援専門員や市ケースワーカーによる、きめ細かな聞き取り等により、適切な支給決定を行っています。また、事業者が一堂に会する事業所説明会を開催すること等により、保護者に効率的かつ効果的な情報提供を行っています。

障害福祉サービスについては、関係機関との連携のもと、障害のある子ども及びその家族への相談支援や情報提供の充実に努めるとともに、個々の障害の状況や家族の状況、サービスの利用意向に応じた適切なサービスの提供を行っています。

障害のある児童・生徒に対し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成していくことは浸透しており、一人ひとりのニーズを適切に把握し、保護者の思いと本人の思いを尊重しながら就学先・進学先に引き継いでいくことが必要です。

### **(エ) 経済的支援**

障害のある子どもを養育する家庭への経済的支援として「特別児童扶養手当」を支給していますが、窓口等での制度周知により、受給者数が増加しています。

「支援学級等就学奨励」については、中学校給食に対する援助を導入するとともに、入学にかかる支給額の増額や支給時期の早期化を図っています。

## **③ 児童虐待防止**

「児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化」や「要保護児童のいる家庭への支援」により、保健、福祉、医療、教育、警察等関係機関が連携する児童虐待防止ネットワークによる児童虐待防止対策を展開し、虐待のない、子どもの人権が守られるまちに向けて取り組むとともに、児童虐待の防止や早期発見のための地域住民に対する啓発等を推進しています。

### **(ア) 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化**

市民に対して、児童虐待とその通告に対する理解を促進することに努め、「児童相談所全国共通ダイヤル」等の周知を行っています。また、広報誌で「子育て





て相談電話」について周知を行い、子育てに関する不安や負担感、子どもへの関わりに戸惑いのある保護者に対して、気軽に相談できるよう情報提供に努めています。

「要保護児童対策地域協議会」では、要保護児童等に関する情報収集を行い、重症度・緊急性及び当面の支援方針を決定するとともに、定期的に支援方針を見直すことで、要保護児童等の台帳管理を適正に行っています。しかし、児童虐待通告件数は今後も増加が見込まれることから、効率的な協議会運営に努めるとともに、体制の強化についても検討が必要です。

#### **(イ) 要保護児童のいる家庭への支援**

要保護児童等の家庭に対して、訪問や面接による相談等を実施し、必要となる支援サービスを提供しています。また、所属機関や民生委員等への見守りを依頼するとともに、吹田子ども家庭センターをはじめ、関係機関との連携のもと、適切な支援に努めています。

DVによる被害者及び被害児童が安心して暮らせるよう、「茨木市配偶者暴力相談支援センター」でDV相談を行っています。相談件数は増加傾向にあり、児童虐待を伴うケースも多いことから、関係課と連携しながらDVの防止と被害者の支援を行っています。特に面前DVは心理的虐待にあたるという認識を広め、DVと児童虐待の双方の視点を持った相談や支援を図っていく必要があります。また、デートDVや予期せぬ妊娠など若年層を取り巻く問題を早期に発見するため、若年層を対象とした相談の実施を検討する必要があります。

#### **④ 外国人など配慮が必要な家庭への支援**

言語も文化も習慣も異なる外国人の家庭が安心して生活していくことができるよう、外国人を理解する啓発・教育に取り組み、多様性を受け入れる地域社会づくりに努めています。また、外国籍の子どもや帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、適応指導教室や授業通訳の派遣などの必要な支援を実施しています。さらに、幼稚園・保育所等に通訳者を派遣することにより、日本語の理解が困難な外国人保護者が子どもの生活や行事等に対する理解を深めるよう支援しています。

中学校卒業後も、それまで受けていた支援が途切れたり、学校などで育まれた交流が希薄になることがないよう、継続的な見守りや支援を行っていくことが必要です。

#### **⑤ 子どもの貧困対策**

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「大綱」の制定を受け、貧困の世代間連鎖を断ち切ることをめざすこと、また、子どもの成長段階に応じた切れ目のない施策を実施するため、平成27(2015)年3月に『未来はかえられる』～子どもの貧困対策～』をとりまとめ、生活困窮者自立支援事業など、様々なサポートを行うことにより、相談者の安定した自立生活へとつなげています。



今後、困窮者が抱える課題や自立に向けた支援の方向性の「見える化」を図るため、支援プランの作成を推進するとともに、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援事業の各支援員が参画する支援調整会議の充実を図り、包括的な相談支援を行う必要があります。

子ども・若者の現状・課題等を把握するため、平成28(2016)年度に、関係者等に対するヒアリングやワークショップを実施し、出された課題の解決策について検討を行った結果、ユースプラザの開設やこども食堂の運営補助、既存事業の拡充等の取組を進めています。

令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの貧困対策に関する計画の策定が努力義務化されています。このため、これまでの取組の検証を踏まえて、次期計画に「子どもの貧困対策計画」を包含するかたちで、子どもの貧困対策を効果的に推進するための具体的な方策を示していくことが必要です。

## (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策

### ① 意識啓発

「企業への啓発」や「家庭への啓発や支援」により、企業に対する、従業員の子育て支援への理解や協力を求める啓発や家庭に対する、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援しています。

#### (ア) 企業への啓発

雇用者向けの子育て支援の取組等を入札などにおける事業者評価基準の一つとする制度を推進しています。

職場におけるハラスメント等の防止や労働関係法制の周知に向け、近隣市との共催によるセミナーや大阪府との共催による働きやすい職場づくりセミナーの開催など、啓発活動の充実に努めています。

#### (イ) 家庭への啓発や支援

共働き世帯が増えるなか、仕事と生活の両立を目的として、性別に関わらず家事や育児に積極的に参加できるような講座や、ワーク・ライフ・バランスに関する講演会など、幅広く男女共同参画の推進に関する講座やセミナーを開催しています。

### ② 職場環境の改善に向けた支援

企業に対し、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現など、子育てしやすい職場環境づくりに向けた啓発を推進しています。

平成29(2017)年度から、働きやすい職場づくりに取り組む市内事業所を市が



認定する制度を創設し、平成30(2018)年度末時点で延べ9事業所を認定しています。

これらの事業所について、市広報誌やホームページでPRするとともに、正規雇用促進奨励金制度を拡充するなど、支援メニューの充実に努めています。

「茨木市特定事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立の徹底を図り、さらなる男性の育児参加や、地域での子育て支援活動への参加の視点も踏まえ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざすもので、「時間外勤務の縮減」「年次有給休暇の取得促進」「男性の育児休業の取得促進」の3つの取組を中心に実施しています。しかし、未だ目標を達成できていない項目もあることから、さらなる職場環境の改善や職員への周知方法の工夫などにより、仕事と子育ての両立を支援し、積極的な取組を進めていくことが必要です。





## 第3節 本計画の実施に向けた検討課題

子育て家庭や中高生、19歳から39歳までの若者を対象に行ったアンケート調査をはじめ、第3期計画での取組の課題や社会情勢、国の子ども・子育て支援をめぐる動向などを踏まえ、本計画において、新たに取り組むべき課題や充実すべき課題を整理すると次のとおりです。

### 1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援「いばらき版ネウボラ」の推進

人口動態調査の結果では、本市の母親の年齢5歳階級別出生率は、20歳代は低下傾向にあるのに対し、30歳代は上昇傾向となっており、晩産化傾向が進んでいます。

また、国勢調査の結果では、35歳以上の未婚率が男女とも上昇傾向にあり、晩婚化も進んでいます。第一子が生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験のない親は少なくないと考えられ、妊娠中から産後の子育てについてイメージを持ち、出産後の子育ての準備ができるような支援が求められます。

特に、産前・産後の母親は心身ともに大きな負担を強いられ、産後うつや病気になるところまでに至らなくても不安を抱えている場合は少なくありません。妊娠や出産に関する悩みや不安を抱え込むことがなく、子どもを安心して産み育てられるよう、母子保健部門と子育て支援部門が連携し、妊娠・出産・子育てに対し継続的かつ包括的な支援を行うことが必要です。そのため、妊娠期から切れ目なく寄り添い、必要な支援へとつなぐ「いばらき版ネウボラ」を推進することが重要であり、子育て世代包括支援センターを中核とした相談支援体制の整備が必要です。

また、いばらき版ネウボラの推進にあたっては、昨今の児童虐待による痛ましい事件の増加を踏まえて、要保護児童対策地域協議会と連携するとともに、地域の相談支援拠点のほか、保育所・幼稚園・認定こども園などの就学前教育・保育施設、医療機関、茨木保健所、吹田子ども家庭センターなどの専門機関がつながり、子育て家庭の変化に気づき、支援に接続できる環境の整備が必要です。

今後、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」を踏まえ「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」に基づき、市民会館跡地を活用した複合施設の整備を進めることとしていますが、この取組の中で、図書館や子どもの遊び場を含む子育て支援機能のひとつとして、いばらき版ネウボラを実施する体制づくりが求められます。

### 2 潜在的な保育需要に備えた教育・保育提供体制の充実

国勢調査の結果では、25～39歳の子育て世代にあたる女性の労働力率は、調査の回数を重ねるごとに上昇しています。

就学前児童及び小学生児童の保護者を対象に実施したニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）の結果で母親の就労状況をみると、「以前は働いていたが、今は働いていない」「これまで働いたことはない」の各割合は平成25(2013)年度調査の結果から低下し、パートを中心に就労する母親の割合が大きく上昇しています。（母親の



就労割合：就学前児童・平成25(2013)年度 44.7%→今回58.0%、小学生・平成25(2013)年度 59.1%→今回73.0%

また、現在就労していない無職者のうち、就学前児童の母親の20.0%が、また小学生児童の母親の27.4%が「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と回答しており、子育て家庭の母親の就労率の一層の上昇が見込まれます。一方、育児休業を取った後、職場に復帰した母親は77.9%で、希望の復帰時期を保育所の入所のタイミングに合わせるため、半年程度早めて復帰する母親が多くなっています。現在、教育・保育施設やサービスを利用していない理由として「利用したいが、幼稚園や保育所、認定こども園などに空きがない」が2番目に多かった（1番目は「利用の必要がない」）ことから、希望した時期に入所できるよう就学前の教育・保育施設やサービスの充実に努める必要があります。

さらに、ニーズ調査（就学前児童）の結果では、平日に定期的に利用したい施設やサービスとして、「認定こども園」(37.5%)と「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(36.0%)など比較的長時間預けることができる教育施設への利用希望が「認可保育所」(30.4%)より多くなっています。待機児童の受け皿としてこれらの施設の充実が求められます。また、令和元(2019)年10月から幼児教育の無償化が実施されたことから、特に3歳以降の利用を見込む上では、無償化による保育需要の増大に備えた提供体制を整えることが必要です。

これまで、保育所等入所申込者の増加に対しては、新規開設（認定こども園化を含む）や定員増、弾力化など様々な対応策を講じてきましたが、パート勤務などの短時間就労者は入所が難しいのが現状です。働き方が多様化するなか、その保育ニーズに応えるための取組を検討することが必要です。

### 3 質が高く、効果的な就学前教育・保育の提供体制の充実

令和元(2019)年9月時点の本市の就学前施設は、公立幼稚園8園(うち1園休園)、公立認定こども園5園、私立幼稚園13園、公立保育所5か所、私立保育所14か所、私立認定こども園27園、公立小規模保育事業所1か所、私立小規模保育事業所・事業所内保育事業所20か所となっています。また、新たな保育施設として企業主導型保育事業所も存在しています。

一方、就学前児童は年々減少している中、公立幼稚園や私立幼稚園の就園児数は減少しているのに対し、私立保育所や私立認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所の利用児童数は増加しています。今後もしばらくは保育を必要とする児童は増加すると見込まれます。

このような就学前教育・保育施設を取り巻く状況を踏まえ、公立幼稚園については、就園者数の状況や効率的な運営、公立としての役割などを考慮してそのあり方を検討することが求められています。私立施設については、幼稚園の認定こども園への移行を推進し、保育を必要とする子どもの受入枠の拡充を図るとともに、0～2歳までの保育施設である、小規模保育事業所・事業所内保育事業所の卒園後の受



入先確保の課題解消につなげていくことが必要です。また、受入枠の拡充に伴い必要となる保育士や幼稚園教諭など教育・保育の担い手の確保が求められます。さらに、すべての子どもが等しく、より良い教育・保育を受けられるように、公私立、施設・事業の種類の区別に関わらず相互の連携を図るとともに、すべての施設・事業所に所属する保育士や幼稚園教諭等の資質の向上に努める必要があります。

#### 4 就学期の保育・放課後児童対策の充実

ニーズ調査の結果では、就学前児童の就学後の放課後の過ごし方の保護者の希望をみると、低学年時は「自宅」「習い事」に次いで3番目に「学童保育」が多くなっています。一方、小学生児童の保護者で現在学童保育を利用している家庭の希望する放課後の過ごし方は「学童保育」が74.0%を占め、平成25(2013)年度調査の59.9%から上昇しています。「長期休暇（夏休みなど）のみ学童保育を利用したい」という小学生児童の保護者が54.0%を占め、通常時間の利用の場合も長期休暇のみの利用の場合も「小学6年生まで」の希望が最も多くなっています。小学生児童の母親の就労率が上昇傾向にあることを踏まえると、学童保育に対するニーズの一層の高まりが見込まれます。学童保育の利用への希望の多様化を含め、保護者のニーズに沿った就学前から就学期に至る切れ目のない保育の提供体制の充実が求められます。

一方、地域の協力を得ながら運営している「放課後子ども教室」は、学童保育室とは実施目的は異なっていますが、両事業とも、学校終了後の放課後における子どもの安全・安心な居場所として重要な役割を担っています。放課後子ども教室は地域により実施施設の状況や回数、内容などに違いがありますが、各地域の特色を生かしつつ、放課後の子どもたちの居場所として、さらなる充実が求められます。

#### 5 子ども・若者のための支援や居場所づくり

##### (1) ヤングケアラー対策

中高生を対象に実施した調査結果（以下「中高生調査」という。）では、ヤングケアラーに該当する子どもたちが、少数ですが存在することが示唆されています。その結果をみると、一緒に暮らしている人の手伝いや世話をしている割合は、高校生に比べ中学生で高く、中高生とも母親の手伝いが9割を占めています。また、トイレの手助けやおむつの交換、衣服の着脱、移動の手助け、服薬の手助けなどを行っている中高生は、全体の中では少数ではありますが、これらの手伝いや世話をしている時間は、家事手伝いに要する時間に比べ長い傾向がみられ、身体的・精神的な負担を抱える子どもは少なくないと考えられます。

こうした子どもたちの存在について、要保護児童対策地域協議会において情報共有を図り、その実態の把握に努めるのはもちろんのこと、ケアを行う子どもの不安や悩みに対して、教育や福祉、医療などの関係者が意識して対応していくことや、子どもの話にしっかり耳を傾けて一緒に解決策を探る取組などの対策を検討することが必要です。



## (2) ひきこもる子ども・若者に対する包括的な支援と将来の進路の実現に向けた支援

19歳から39歳までの若者を対象に実施した調査（以下「若者調査」という。）の結果では、調査時点で「ひきこもりリスクがある人」は、回答者全体の1.5%（677人中10人）で、そのうち男性が2.8%、女性が0.7%、年代別では19～24歳が2.8%で最も高くなっています。ひきこもり状態になった年齢は、20歳代が最も多く、そのきっかけは「学校になじめなかった」や「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」などが多くなっています。さらに、ひきこもりの状態になってからの期間が「7年以上」の方もおり、ひきこもりは長期化すればするほど、学校関係者や友人から疎遠になり、支援が困難になるおそれがあります。そのため、ひきこもりの初期段階から学校関係者や地域の支援者、行政機関等が包括的に関わり、社会との関係を維持できる支援体制の充実が必要です。

子ども・若者が将来に夢と希望を抱き、進みたい道を描くことができるよう、職業観やキャリア形成への支援、就労で失敗しても再チャレンジできる機会の充実などに取り組んでいくことが必要です。また、このことが予防的な視点でのひきこもり対策にもつながっていくものと考えられます。

## (3) 子ども・若者が気軽に相談したり過ごしたりできる居場所づくり

中高生調査の結果では、悩みや困りごとを抱えている割合は高校生（40.9%）に比べ中学生（56.3%）に多く、また誰かに相談したいと考えている割合も、高校生（46.0%）に比べ中学生（52.3%）で高くなっています。

上中条青少年センターやユースプラザには相談窓口が設置されていますが、これらの施設を利用しない最大の理由として、「施設について知らなかったから」が多く、次いで「一緒に暮らしている人や先生、友人など身近な人の方が相談しやすいと思うから」「行くのが面倒」などとなっていることから、相談窓口の周知や利用のしやすさの向上が求められます。

中高生が学校以外の活動に参加したいと思うきっかけとしては「楽しそう」がポイントとなっています。上中条青少年センターや多世代交流センター、ユースプラザなど本市に整備されている公共施設を利用するメリットとして“無料”や“便利”“楽しい”が挙げられていることから、これらの施設の周知を図るとともに、施設を楽しい居場所として、若者や子どもたちに活用されるよう機能の充実を図ることが必要です。

若者調査の結果では、自宅等にひきこもりがちな若者が自宅以外で過ごしたいところは、「ひとりでいられるところ」が最も多くなっています。自分のペースでコミュニケーションをとり、同じ思いを共有できる仲間がいると実感できる居場所を提供する一方で、他者とのかかわりを無理強いされることがなく、その人にとって、ひとりでいることに居心地の良さを感じることができる居場所として、ユースプラザなどの周知や利用につながりやすい支援の充実が求められます。



## 6 生活に困窮する子どもや子育て家庭への対応

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成27(2015)年の日本の相対的貧困率は15.7%で、17歳以下の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%(平成27(2015)年)と半数を超えている状況です。一方、平成28(2016)年度に大阪府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、相対的貧困率(困窮度Ⅰ)は、大阪府全体では14.9%で、そのうちひとり親世帯は44.0%となっており、貧困に苦しんでいると考えられる家庭は少なくありません。

貧困による格差は、教育や進学を狭めることにつながります。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。

## 7 社会的養護が必要な子どもへの支援

社会的養護を受ける児童は、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境で養育を推進することが必要とされていますが、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状です。このため、国においては、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を明確化するため、平成28(2016)年6月に児童福祉法を改正しています。

この法改正の趣旨を踏まえ、養子縁組や里親に関する制度に関する市民への理解、周知に努めるとともに、児童養護施設等関係機関や社会的養育に関わる団体などと連携し、「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)」の確保などについて検討することが必要です。

また、児童養護施設への入所理由の多くが「虐待」であり、そのことで親との関係が途絶え、施設退所後の住居の確保や就労に際して課題を抱える児童等は少なくありません。施設からの退所を控えた児童、または既に退所した児童等に対して、入所中から退所後を見据え、就労や進学等について情報提供や相談等を行うなど、退所後の社会的自立を支援するための取組が求められます。

## 8 少子化克服に向けた施策の推進

本市の一人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成29(2017)年は1.45で、大阪府と全国の数値を上回っていますが、過去5年は大きな変化はなく1.45前後で推移しています。また、総人口に占める年少人口の割合は、平成30(2018)年3月31日時点で14.4%に対し65歳以上の老年人口の割合は23.8%となっており、人口構造は少子高齢化が進行しています。

一方、国では、希望出生率1.8を実現し、国難と位置付けられた少子化の克服をめざして、待機児童の解消や幼児教育の無償化をはじめとする様々な少子化対策が進





められているところですが、その効果はなかなか現れていないのが現状です。

平成30(2018)年6月に公表された少子化克服戦略会議の提言では、「子育ての時間的・空間的・経済的制約を解消し、希望をかなえる」「子育てにあらゆる資源を活かし、負担感を軽減する」という考え方のもと、少子化克服に向けた具体的な対応方針が示されています。

国の対策を注視しながら、本市の特性に合った効果的と考えられる少子化対策を検討する必要があります。

